

我孫子市緑の基本計画改訂検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 我孫子市緑の基本計画（以下「基本計画」という。）を改訂するに当たり、広く市民等の意見を聴くため、我孫子市緑の基本計画改訂検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 我孫子市における緑の現状及び課題に関すること。
- (2) 我孫子市における緑に関する施策に関すること。
- (3) その他基本計画の改訂に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募の市民
- (2) 緑地等の保全活動に係る団体に属する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が必要があると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、基本計画が改訂されるまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を取りまとめ、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市部公園緑地課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。